

会 議 録

会議の名称	令和5年度第3回国民健康保険運営協議会
開催日時	令和6年1月25日(木) 午後3時から午後4時まで
開催場所	座間市役所6階 全員協議会室
出席者	公益代表 沖永 明久 伊藤 多華 竹田 陽介 被保険者代表 鈴木 健夫 草薙 初夫 大塚 とよ子 保険医代表 中村 雄大 永野 芳郎 柏木 紀久 被用者保険等保険者代表 加藤 寿和
事務局	健康部長、健康部参事兼保険年金課長、保険年金係長、国保給付係長、債権管理課債権管理第1係長、保険年金係主任
議題	(1) 座間市国民健康保険税率及び税額の改定について (2) 座間市国民健康保険保健事業実施計画(令和6年度～令和11年度)(案)について
会議の内容	<p>1 開会</p> <p>2 市長あいさつ</p> <p>3 定足数の確認</p> <p>4 諮問書の手交</p> <p>5 議題</p> <p>(1) 座間市国民健康保険税率及び税額の改定について</p> <p>(2) 座間市国民健康保険保健事業実施計画(令和6年度～令和11年度)(案)について</p> <p style="text-align: center;">【(1)事務局より説明】</p> <p>【会長代理】</p> <p>事務局からの説明について、先に質疑があればお願いします。</p>

【委員】

今回の保険税率及び税額の改定は、標準保険料率の2分の1とすることを前回の運営協議会で示され、神奈川県標準保険料率が確定したことに伴い、新たに税額等が示された。

令和5年度と令和6年度の対比と令和3年度と令和4年度の対比を比較すると、前回より割合も額も大きくなっている。この要因は何か。

【事務局】

標準保険料率が上がった理由を県へ確認したところ、本市の必要総額に対し、被保険者数が減少していること及び低所得者の増加により、一人当たり保険料が増加していると回答があった。

【委員】

全体の医療費が減り、納付金が減額となっているが、構成が変わったと、そういう理解で良いか。

【事務局】

良い。

【委員】

モデルケース、2人加入で、所得300万円と所得40万円の場合、改定後は、年間合計426,500円だが、現行からどれくらいの値上げになるか。

【事務局】

現行だと376,900円、差額は49,600円となる。

【委員】

今回の改定に関して、県の方針に従って、提案したのは分かるが、現下の経済状況や負担する被保険者の方々の負担能力の面は、何らか考慮しているのか。

【事務局】

被保険者への影響は、県による激変緩和措置や財政支援措置で考慮していると考える。

【委員】

県の激変緩和措置や財政支援措置は、具体的にどのような内容か。

【事務局】

激変緩和措置は、医療費水準を段階的に $\alpha = 0$ とするため、 $\alpha = 1$ 、 $\alpha = 0.6$ 、 $\alpha = 0$ と段階的に引き下げること、また、高額療養費の80万円を超える部分を県全体で負担する高額医療費共同負担方式の導入。

財政支援措置は、 α の減少に伴う市町村の負担増を県の特別交付金（県の2号繰入金）を用いて差額が交付されること、また、同交付金の評価項目に医療費水準の項目を追加すること。

【会長代理】

続いて、意見があればお願いします。

【委員】

私自身としては、今回の税額改定に関しては見送るべきだという意見である。

被保険者の低所得化、応能力の低下が急速に進んできていること、年齢構成を見ても、現役世代の割合が相当低くなってきていることから、国民健康保険制度として立ち行かないのではないかと思っている。

あと1点、付帯意見を添えていただきたい。

具体的には、「国民健康保険被保険者の低所得化が進み、担税力が低下している中、国民皆保険制度を維持し、持続可能な制度とするために、国庫負担の増をはじめ、国民健康保険制度の抜本的な改革を国に求めるべきである。」という提案。

【会長代理】

この意見について、いかがか。

付帯意見ということであれば、私のほうからも1点、発言させていただきたい。

諮問事項には、令和6年度座間市国民健康保険税の税率及び税額が示さ

れているが、その後の税率と税額がどのようになるのかが示されていない。標準保険料率と同額とする年度についても示していただきたいと考える。

【委員】

標準保険料率との統一を目指す時期を明記するという意味か。

【会長代理】

いずれ標準保険料率と統一していかなくてはいけない。今後、示していく必要があると思うが、今回の内容では示されていない。継続的に協議していくために付帯意見を付けさせていただきたい。

【委員】

次回の改定は、標準保険料率との統一を目指すという話ではない。今後の時期を、どうやって明らかにするのか。

【会長代理】

具体的なスケジュールが示されていないが、示す必要性がある。

【委員】

今の付帯意見は、令和18年度の完全統一に向けた改定予定を明らかにするということか。

【会長代理】

県は、そのように示している。市としてどうするか継続的に意見を示す必要があるということ。

【事務局】

令和4年度の改定時には令和6年度は標準保険料率とすることとしていたが、乖離の2分の1を改定する内容で諮問させていただいた。

本来であれば、今後についても御審議いただきたいが、令和6年度からの神奈川県国民健康保険運営方針に基づいた計画に沿った改定とするため、現在の状況では結論に至っていない状況である。

今後の改定についてはお示しすべき事項であるため、国や県の動向に注

視し、令和6年度の国民健康保険運営協議会で改めて諮問したいと考えている。

【会長代理】

諮問内容を採決するか、採決にあたって付帯意見を2つ付けるか、1つ付けるかの3つの選択で採決に移らせていただいて良いか。

【委員】

国保財政が厳しいのは十分承知しているが、市として収納力の向上や医療費の徹底的な抑制によって、問題は解決できないのか。税率を上げないと、国保財政が成り立たない現状にあるのか聞きたい。

【事務局】

県に納める納付金は、県全体の医療費などの状況が関わってくる。座間市の収納率が良いからと言って、保険税率を上げなくても良いことではない。市で取組むべき部分は、着実に実施していきたいと考えている

【会長代理】

採決で良いか。

【異議なし】

【会長代理】

では、採決に入る。諮問内容の税率改定について、賛成の方の挙手を求める。

【賛成多数】

【会長代理】

賛成多数ということで、この諮問については可とする。付帯意見について、国民健康保険被保険者の低所得化が進み、担税力が低下している中、国民皆保険制度を維持し、持続可能な制度とするために、国庫負担の増をはじめ国民健康保険制度の抜本的な改革を国に求めることと、標準保険料率と同額とする今後については、令和6年度の国民健康保険運営協議会で改めて諮問を受けることということについて、付帯意見を付けることに賛成の方の挙手を求める。

【賛成多数】

【会長代理】

賛成多数で可決。両方とも付帯意見として付けることとする。答申書の文案については、本日の会議内容を事務局から会長に報告した上で、会長に一任していただきたいと思うが良いか。

【異議なし】

【事務局】

それでは、後日、会長から市長へ答申書を渡していただくことで良いか。

【異議なし】

【会長代理】

報告(2)「座間市国民健康保険保健事業実施計画（令和6年度～令和11年度）（案）について」、事務局から説明を求める。

【(2)事務局より説明】

【会長代理】

事務局からの説明について、意見・質疑があればお願いします。

【 意見・質疑なし 】

6 閉会